

東広島市教育委員会定例会（平成30年5月）議事録【非公開】

1 日 時 平成30年5月24日（木）午後1時30分～午後2時10分

2 出席者

(1)教育長 津森教育長

(2)委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、織田委員、長嶋委員

(3)事務局 【学校教育部】

大垣学校教育部長、直井学校教育部次長兼教育総務課長、舛金教育調整監、池田学事課長、祭田指導課長、村上青少年育成課長、藤岡学校教育部次長兼東広島学校給食センター所長、柴田西条学校給食センター所長、本越東広島北部学校給食センター所長、大成安芸津学校給食センター所長、武上教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

國廣生涯学習部長、鳴川生涯学習部次長兼生涯学習課長、丸山スポーツ振興課長、岡田生涯学習部次長兼文化課長、諏訪黒瀬生涯学習センター長、佐々木福富生涯学習支援センター長、森住豊栄生涯学習センター長、細川河内生涯学習センター長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

(4)書記 奥田主査、白川主事、小松田主事、内藤主事

3 場 所 安芸津生涯学習センター 研修室

4 議 題

(2)議案

議案第10号 平成30年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について  
【非公開】

議案第10号 平成30年度第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出について

○ 津森教育長：それでは、議案の審議に移ります。議案第10号平成30年度第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 直井学校教育部次長兼教育総務課長：それでは、議案第10号平成30年第2回東広島市議会定例会提出議案に対する意見の申出についてご説明いたします。

議案の1ページをお願いいたします。

ページの中ほど、1の提出議案でございますが、本年第2回東広島市議会定例会に提出する予定の教育委員会関係の議案は4件でございます。1件目、東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例、2件目、東広島市市民体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例、3つ目、東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部を改正する条例、4つ目、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

(1)から(3)の3件の議案につきましては、改正理由が同一でございますので、一括してご説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

東広島市立学校設置条例の一部改正の改正理由でございますけれども、3ページの提案理由にありますように、法務局において耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施する山地番の変更等に伴い、教育委員会所管の施設の位置の表示を変更するために条例改正を行うものでございます。

今回の対象地域は、西条町の西条、下見、田口、また黒瀬町の一部の地域になりますけれども、原則山地番のほうに1万番台を加える、また黒瀬町津江字イラスケという地域につきましては、2万番台を加えるという方法により行われるものでございます。

4ページをお願いいたします。

このことにより、1の改正の要旨の表にございますとおり、東広島市立下黒瀬小学校の位置について現行の1225番地－3から11225番地－3に改正するものとなっております。

次に、8ページをお願いいたします。

東広島市市民体育施設及び管理条例の一部改正についてでございますが、同様の理由により黒瀬市民グラウンドの位置の地番を現行の575番地2から20575番地－2へ改正するものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

東広島市コミュニティスポーツ広場設置及び管理条例の一部改正についてでございますけれども、同様の理由により田口コミュニティスポーツ広場の位置の地番を現行の163番地5から10163番地5へ変更するものでございます。

なお、現在、吉川工業団地に隣接している吉川コミュニティスポーツ広場につきましては、現在の場所近くに新たに都市公園が設置されることに伴い、同スポーツ広場を廃止する改正もあわせて行うものでございます。

施行期日といたしまして、位置の表示の変更に関する3件の改正条例の施行は平成30年7月2日、吉川コミュニティスポーツ広場の廃止に関する規定の施行につきましては、平成30年8月1日としております。

説明は以上でございます。

○ 岡田生涯学習部次長兼文化課長：それでは、14ページを引き続きご覧ください。

附属機関の設置に関する条例の一部改正でございます。

附属機関は市長部局の総務課において、市、市教育委員会全ての機関を一括して条例に掲載しております。

今回、文化課の業務におきまして新たに附属機関を設置する必要が生じたため、改正をするものでございます。

14ページ中段に罫線で囲った表が2つございます。上の段は市長部局の提案ですので、割愛させていただきます。下の段、東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群

保存対策調査審議委員会を設置しようとするものでございます。これは、酒蔵が集積する地区における伝統的建造物群の保存対策調査、保存計画の策定などに関する事項を審議するものとして設置をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

- 津森教育長：説明が終わりました。前半は地番の変更ですので、よろしいかと思いません。先ほどの文化課の關係の東広島市西条酒蔵地区伝統的建造物群保存対策調査審議委員会のほうはいかがですか。
- 渡部教育長職務代理者：これは、景観条例がこの方向を目指してやっつけらっしゃるということですか。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：おっしゃられますとおり、今後の西条酒蔵地区の保全というのは非常に大きな岐路に立っております。今現在は、個々の酒蔵を文化財として指定または登録するという、点で保存するという選択を今まで行っております。今後、その点で保存をして続けていくのか、それとも一体という形で、エリアという形で、面として保存していくのか、それを新たに方針を定めていかないといけない時期になっておまして、今回の調査で、その点の保存か、通称重伝建と言いますが、重要伝統的建造物の保存地区といった面での保存とするか、そのあたりを検討するための資料づくりにしたいと思っております。その調査の中におきまして当然都市部と連携をしていかないといけませんので、都市部との連携の中でおっしゃられました景観づくりについて、景観条例のような条例化がいいのか、そういったものも含めて併せて検討していきたいと思っております。
- 渡部教育長職務代理者：それはどれくらいの、年度を見通していますか。例えば、空き家があちこちで出てきて、その後どういものが建つかは地権者の問題です。しかし、こういう話になりますと、条例をつくったほうがいいかどうかは別問題として、景観を守ることの見通しのところは、この委員会である程度の権限はあるんでしょうか。
- 岡田生涯学習部次長兼文化課長：委員会の中で、最終方針を定めるまでの権限ということではないんですが、先ほども言いました点の保存、面の保存を含めまして、今後どういう方向でここを保存していくのがいいか、そういう提言は当然出てまいります。この調査自体は、この附属機関の設置が適用されました後に、今年度から来年度の2カ年度で調査を今したいと思っております。31年度末までに何とか調査結果が出ました段階で、そのあたりから地域住民の方の理解を得ながら方向性を模索していくという流れになろうかと思えます。
- 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。
- 津森教育長：ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしますが、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

では、提案のとおりこの議案第10号を議案として決定をいたします。

閉会 午後2時10分

